

○財務省告示第三百一號  
 國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十號）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十五年四月二十五日に發行する利付國債の發行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月二十三日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名稱及び記 利付國庫債券（五年）（第二十五 回）	財務大臣 塩川 正十郎
二	發行の根拠 國債整理基金特別會計法（明治 三十九年法律第六號）第五條第 一項	
三	の法律及びそ の條項及びそ の振替法の適 用等	社債等の振替に關する法律（平 成十三年法律第七十五號）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機關は日本銀行とする。
四	發行方法 發行方	日本郵政公社による國債の募集 の取扱及び取得による發行
五	發行額 額	額面金額で三百五十億円
六	払込金額 額	三百五十一億二千二百五十万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替單位 單位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	發行日 日	平成十五年四月二十五日
十	募集の価格 格	額面金額百円につき百円三十五 錢
十一	利率 率	年〇・三パーセント
十二	経過利率 の払込み	額に日本郵政公社總裁は、払込金 額に加えて、次の算式により算 出した金額を第十九号に規定す る期日に払い込むものとす

る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 36}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子  
平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後  
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  
平成二十年三月二十日  
十五 償還金  
十六 償還金  
十七 元利金支払額  
日本銀行額百円につき百円

十 十  
九 八

払 募 払  
込 集 場  
期 期 所  
日 間

平 十 平  
成 五 成  
十 年 十  
五 四 五  
年 月 年  
四 二 四  
月 十 月  
二 一 十  
十 日 五  
五 ま 日  
日 で か  
ら  
平  
成